イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0390

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0045

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0039

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0025

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0020

C_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0016

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0016

二　道路橋りょう費　道路の延長　算式

$$\frac{\sum_{n=9}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=9}^{13}(D_n \times E_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=14}^{20}(F_n \times G_n) + \sum_{n=9}^{20}(H_n \times I_n) + \sum_{n=9}^{20}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=21}^{22}(N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24}(P_n \times Q_n) + \sum_{n=21}^{24}(R_n \times S_n) + T_n \times \frac{193{,}000\text{円} \times A}{U_n + V_n \times W_n + \sum_{n=21}^{22}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=23}^{26}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^{26}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=23}^{28}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=23}^{28}(AF_n \times AG_n) + \sum_{n=26}^{28}(AH_n \times AI_n)}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特別事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0053

C_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0045

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0039

C_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0025

イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0020

二　道路橋りょう費　道路の延長　算式

$$\frac{\sum_{n=8}^{20}(B_n \times C_n) + \sum_{n=8}^{13}(D_n \times E_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=14}^{20}(F_n \times G_n) + \sum_{n=8}^{20}(H_n \times I_n) + \sum_{n=9}^{20}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{22}(L_n \times M_n) + \sum_{n=21}^{22}(N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24}(P_n \times Q_n) + \sum_{n=21}^{24}(R_n \times S_n) + T_n \times \frac{193{,}000\text{円} \times A}{U_n + V_n \times W_n + \sum_{n=21}^{22}(X_n \times Y_n) + \sum_{n=23}^{26}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^{26}(AB_n \times AC_n) + \sum_{n=23}^{27}(AD_n \times AE_n) + \sum_{n=23}^{27}(AF_n \times AG_n) + \sum_{n=26}^{27}(AH_n \times AI_n)}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特別事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議